

山口県報

平成19年
11月30日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	三
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	三
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (河川課)	四
公告	四
土地改良区の解散の認可(農村整備課)	四
国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
個人演説会等を開催することができる施設	五



山口県告示第五百九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十一月三十日から同年十二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

平成十六年十月五日
変更認可の年月日
平成十九年十一月三十日

山口県告示第六百一十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸屋代島海岸横見地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山口南沿岸屋代島海岸横見地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 大島郡周防大島町大字東三蒲字丸岩から同町大字家房字榎までの間
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年十一月二十九日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月三十日から同年十二月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年一月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。



(五七八) 土地改良区の解散の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定に基づき、土地改良区の解散を次のとおり認可しました。

平成十九年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
徳山中野土地改良区

認可年月日
平成一九、一一、一六

(五七九) 国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区波原換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十九年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区波原換地区) 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月三日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五八〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十一月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市新庄字西ヶ浴

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字宇佐木五二八番地の三

株式会社明和産業



山口県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により市町
の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催すること
ができる施設は、次のとおりである。

平成十九年十一月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宇部市総合福祉会館	宇部市琴芝町二丁目四番一〇号	平成一九、一一、五
宇部市常磐ふれあいセン	亀浦一丁目一番五〇号	" "
宇部市恩田ふれあいセン	草江二丁目六番七号	" "
宇部市岬ふれあいセン	明神町一丁目三番一六号	" "
宇部市見初ふれあいセン	昭和町一丁目三番六号	" "
宇部市神原ふれあいセン	松山町一丁目五番一六号	" "
宇部市琴芝ふれあいセン	西楯返二丁目一〇番一〇号	" "
宇部市隣保館上宇部会館	中村二丁目六番一五号	" "
宇部市川上ふれあいセン	大字川上一の一	" "
宇部市小羽山ふれあいセン	北小羽山町二丁目六番五〇号	" "
宇部市新川ふれあいセン	朝日町八番二〇号	" "
宇部市鶴の島ふれあいセン	鶴の島町七番六号	" "
宇部市藤山ふれあいセン	文京町一番一三三号	" "
宇部市西宇部ふれあいセン	大字際波二二〇一の一	" "

平成十九年十一月三十日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

宇部市黒石ふれあいセン

”

大字妻崎開作四三四の二

”

”

”